

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十五号

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十四の項事務の欄中「平成元年外務省令第十一号」を「令和四年外務省令第十号」に改め、同欄7を削り、同欄6中「第八条第二項」を「第八条第三項」に改め、「交付」の下に「及び返納の受理」を加え、同欄6を同欄7とし、同欄5中「及び法第十二条第三項において準用する場合」を削り、同欄5を同欄6とし、同欄4の次に次のように加える。

5 法第三条第五項の規定による確認

別表第一の十四の項事務の欄13中「第三条第一項」を「第七条第一項」に改め、同欄14中「第三条第二項」を「第七条第二項」に改め、同欄に次のように加える。

15 省令第七条第五項（省令第十七条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出の受理並びに確認及び書類の提示又は提出の要求

16 省令第十七条第二項の規定による確認及び書類の提示又は提出の要求

別表第一の二十六の項事務の欄中23を25とし、19から22までを21から24までとし、18の次に次のように加える。

19 法第四十九条第一項の規定による浄化槽台帳の作成

20 法第四十九条第二項の規定による情報の提供の要求

別表第一中三十三の項を削り、三十四の項を三十三の項とする。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一の改正規定（次号及び第三号に掲げる部分を除く。） 公布の日
- 二 別表第一の十四の項の改正規定 令和五年三月二十七日
- 三 別表第一の二十六の項の改正規定 令和五年四月一日